令和7年度 岩倉市立曽野小学校 いじめ防止基本方針

【いじめ】とは、児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う**心理的**または**物理的な影響**を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛**を感じているものをいう。

いじめは、いじめを受けた児童の育成を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の 形成に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。学校は、保護者、地域、関係機関と連携し、いじめ防止に 向けて取り組んでいきます。 いじめ防止対策の3本柱

いじめの未然防止の取組

○ 児童同士が、互いに認め合い、 関わり合いの中で、共に成長す る学級づくりを進めます。

- 児童の活動や努力を認め、自 己肯定感や自己有用感を育む指 導に努めます。
- 学校の教育活動全体を通して、 道徳教育・人権教育の充実を図 るとともに、体験活動を推進し、 豊かな心の醸成に努めます。
- 保護者や地域の方への啓発に 努め、連携していじめ防止に取 り組みます。また、「岩倉市子ど も条例」の周知を図ります。
- 情報モラル教育を推進し、児 童がネットいじめの加害者や被 害者とならないよう継続的に指 導します。

いじめの早期発見の取組

- アンケートや教育相談を実施 し、児童の小さなサインを見逃さ ないように努めます。
- 教師と児童との温かい人間関係 づくりや、保護者との信頼関係づ くりに努め、いじめ等について相 談しやすい環境を整えます。
- 定期的に開催する児童指導委員 会や情報交換会において、児童の 様子や変化を報告し合い、情報共 有と児童理解に努めます。
- 子どもと親の相談員と常に連携 し、問題の早期発見に努めます。
- 教育支援センターや児童相談センター、こども家庭課、いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が悩みや心配事を相談しやすい環境を整えます。

いじめに対する措置

- いじめ発見や通報を受けたら 「いじめ・不登校対策委員会」 を中心に組織的に対応します。
- 必要に応じて問題対策チーム を立ち上げ、問題の解決を図り ます。
- スクールカウンセラー等の専門家や警察署、児童相談センター等の関係諸機関との連携のもとで取組を進めます。
- いじめが起きた集団へのはた らきかけを行い、いじめを見過 ごさない、生み出さない集団へ の改善を進めます。
- ネット上のいじめへの対応に ついては、必要に応じて警察署 や法務局等とも連携して取り組 みます。

【いじめ・不登校対策委員会の設置】

- 〇 「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの兆候や懸念、児童からの訴えを、担任等特定 の教員だけで抱え込むことのないよう組織として対応します。
- 全教職員で構成し、必要に応じて子どもと親の相談員、スクールカウンセラー等を加えます。

【重大事態への対応】

- 重大事態とは、いじめによって児童が以下のような被害を被ったときを言います。
 - ・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告して対応します。
- 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応し、結果を被害児童、保護者に対して適切に情報を提供します。

【学校の取組に対する検証・見直し】

○ いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への「学校評価アンケート」 を実施し、いじめに関する取組を検証するとともに、必要に応じて見直しを図ります。